平成２８年（フ）第８８２号
神奈川県横浜市南区中里１丁目４―12―318
債務者　蓬田　　春
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０６号
静岡市葵区北安東１丁目33番11号　パル北安東Ⅲ201号、旧住所静岡市葵区北１丁目28番53号
債務者　望月　敦也
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第４０７号
静岡市葵区北安東１丁目33番11号　パル北安東Ⅲ201号、旧住所静岡市葵区北１丁目28番53号
債務者　望月　央子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７号
東京都立川市錦町１丁目24番42号マンション・ライラック201号
債務者　徳永　明子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第２８４号
大阪府摂津市鶴野４丁目21番６―202号　第６マンション
債務者　麻野　弥生（旧姓代田）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９５号
大阪府東大阪市中石切町５丁目11番31号　ニュービリケン102
債務者　中川砂波美
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月13日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７１号
大分県中津市大字牛神665番地１、住民票上の住所大分県中津市大字万田62番地２　ムラオ団地瀬戸間アパート11号室
債務者　秋吉マキ子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月14日午後２時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２８年（フ）第１１３号
東京都立川市砂川町５丁目35番地の14
債務者　才原　美保（旧姓鎗田）
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第４３６号
岡山県瀬戸内市邑久町虫明4591番地、旧住所岡山県倉敷市加須山624番地６
債務者　石川　浩子
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年５月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１号
愛媛県大洲市中村505番地１
債務者　松岡　聖宗
1　決定年月日時　平成28年２月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月15日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２８年（フ）第３号
熊本県水俣市牧ノ内13番28号、前住所熊本県水俣市旭町２丁目２番21号
債務者　山口　冷子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第４号
熊本県八代市古閑中町689番地２（302）
債務者　伊藤　栄司
1　決定年月日時　平成28年２月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月19日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２８年（フ）第７号
長野県佐久市新子田1882番地２
債務者　武藤　　寿
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月20日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２７年（フ）第４９３号
岡山市中区倉田606番地10　11、旧住所岡山市中区中井431番地10
債務者　小橋惠美子
1　決定年月日時　平成28年２月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年４月26日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部